

函館市新規就農促進補助金事業実施要綱

(趣旨)

第1条 この要綱は、次世代を担う農業者となることを志向する経営初期段階の新規就農者に対する新規就農促進補助金（以下「補助金」という。）の交付に関し、新規就農者育成総合対策実施要綱（令和4年3月29日付け3経営第3142号農林水産事務次官依命通知。以下「新規就農者実施要綱」という。）、農業人材力強化総合支援事業実施要綱（平成24年4月6日付け23経営第3543号農林水産事務次官依命通知。以下「農業人材力実施要綱」という。）、北海道農業次世代人材投資事業実施要領（平成24年5月14日付け経営第259号北海道農政部長通知。以下「実施要領」という。）および北海道経営発展支援事業補助金交付事務取扱要領（令和4年7月13日付け技普第693号農政部長通知。以下「取扱要領」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

(交付対象者)

第2条 この要綱において、補助金の交付対象者（以下「交付対象者」という。）は、市の区域内に住所を有し、次のいずれかに掲げるものとする。

- (1) 新規就農者実施要綱別記1第5の1に掲げる者であること。
- (2) 新規就農者実施要綱別記2第5の2の(1)に掲げる者であること。
- (3) 農業人材力実施要綱別記1第5に掲げる者であること。

(交付の申請および決定の通知)

第3条 補助金の交付を受けようとする者は、経営発展支援事業計画等または青年等就農計画等を作成し、市長に承認申請しなければならない。

- 2 前項の承認を受けた者は、速やかに新規就農促進補助金交付申請書（別記第1-1号様式から別記第1-4号様式のうち該当する様式）を作成し、市長に補助金の交付を申請しなければならない。なお、前条第2号に掲げる交付対象者および前条第3号に掲げる交付対象者のうち経営開始型の交付の申請は、半年分または1年分を単位として

行うことを基本とし、原則として、申請する補助金の対象期間の最初の日から1年以内に行うものとする。

また、申請の対象は、前条第1号に掲げる交付対象者は、令和4年度中の農業経営、前条第2号に掲げる交付対象者は、令和3年4月以降の農業経営とし、前条第3号に掲げる交付対象者は、令和3年度までに農業人材力強化総合支援事業（農業次世代人材投資事業）の採択を受け、承認された交付期間とする。

- 3 市長は、前項により提出された申請書の内容が適当であると認めたときは、速やかに新規就農促進補助金（経営発展支援事業）交付決定通知書（別記第2号様式）、または新規就農促進補助金（経営開始型・経営開始補助金）交付決定通知書（別記第3号様式）により通知するものとする。

（補助金の交付）

第4条 補助金は、第2条第1号に掲げる交付対象者は、第6条の規定による補助金の額の確定通知後において交付するものとし、第2条第2号に掲げる交付対象者および第2条第3号に掲げる交付対象者のうち経営開始型の交付は、前条第3項の規定による交付決定通知後に半年分を単位として交付することを基本とするが、市長が特に必要と認める場合は、1年分を一括で交付することができるものとする。

（実績報告）

第5条 第2条第1号に掲げる交付対象者は、事業が完了したときは、新規就農促進補助金（経営発展支援事業）実績報告書兼補助金支払請求書（別記第4号様式）により速やかに市長に報告しなければならない。

（補助金の額の確定等）

第6条 市長は、前条の報告を受けた場合においては、当該報告書等の書類の審査および必要に応じて行う現地調査等により、当該報告に係る補助事業の成果が補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合するものであるかどうかを調査し、適合すると認めたときは、交付すべき補助金の額を確定する。

- 2 市長は、前項の規定により補助金の額を確定したときは、補助金の額の確定通知書（別記第5号様式）により、その額を交付対象者に通

知するものとする。

(経営発展支援金事業)

第7条 経営発展支援金(以下「支援金」という。)事業の交付対象者は、中間評価でA評価相当とされた農業人材力実施要綱別記1第5に掲げる交付対象者および実施要領第9に掲げる交付対象者のうち、支援金の交付を希望する者とする。

2 交付の手続は、改正前の農業人材力実施要綱別記1第10の2のとおりとする。なお、改正前の農業人材力実施要綱別記1第10の2の(2)で定める審査結果は、経営発展支援金交付決定通知書(別記第6号様式)により通知するものとする。

(違約延滞金)

第8条 交付対象者は、補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額(その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額)につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければならない。

(状況報告等)

第9条 市長は、本事業を円滑適正に行わせるため必要があると認めるときは、遂行の状況に関し、交付対象者に報告を求め、またはその職員に調査させることができる。

(帳簿等の整備)

第10条 交付対象者は、本事業に関連する帳簿や関係書類等の証拠書類を整備保管しなければならない。

第11条 この要綱に定めるもののほか必要な事項は、新規就農者実施要綱、農業人材力実施要綱、実施要領および取扱要領に準拠するほか、別に定める。

附 則

この要綱は、平成24年9月25日より施行する。

附 則

1 この要綱は、平成25年3月26日より施行する。

2 改正前の規定に基づき実施している事業に対する適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、平成25年5月16日より施行する。

附 則

この要綱は、平成26年4月1日より施行する。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年3月10日から施行する。ただし、実施要綱および実施要領が施行された平成27年2月3日までに申請のあったものについては、なお従前の例によるものとする。
- 2 改正前の本要綱の規定に基づき実施している事業に対する本要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第4条第2項および第3項については、改正後の本要綱を適用するものとする。
- 3 改正前の本要綱の規定に基づき給付を受けているものが、改正後に第3条第2項に規定する夫婦共同経営に計画変更する場合は、夫婦合わせて改正後の本要綱の適用を受けるものとする。
- 4 改正前の本要綱の規定に基づき給付を受けている者について、国の平成26年度補正予算により事業を実施する場合は、第4条第2項の規定にかかわらず、申請する給付金の対象期間の開始日前に給付申請をすることができるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成27年5月11日から施行する。
- 2 改正前の本要綱の規定に基づき実施している事業に対する本要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。ただし、改正後の第6条第1項第6号については、実施要綱の施行日および実施要領の適用日である平成27年4月9日から改正後の本要綱を適用するものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成28年4月1日から施行する。
- 2 改正前の本要綱の規定に基づき実施している事業に対する本要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成29年4月1日から施行する。

2 改正前の本要綱の規定に基づき実施している事業に対する本要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

この場合において、改正前の「青年就農給付金（経営開始型）」は「青年就農給付金（農業次世代人材投資資金）」に「給付」は「交付」に読み替える。

3 平成27年3月10日付け改正前の函館市青年就農給付金事業（経営開始型）実施要綱の規定に基づき給付を受けている者が、第3条第1項に規定する交付金額の変動の仕組みによる交付を希望する場合は、改正後の本要綱の適用を受けるものとする。

附 則

- 1 この要綱は、平成30年4月1日から施行する。
- 2 実施要綱および実施要領に定める「農業次世代人材投資資金」は「新規就農促進補助金」に「資金」は「補助金」に読み替える。
- 3 改正前の本要綱の規定に基づき実施している事業に対する本要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

附 則

- 1 この要綱は、令和4年11月17日から施行し、令和4年4月1日から適用する。
- 2 農業人材力実施要綱および実施要領に定める「農業次世代人材投資資金」は「新規就農促進補助金」に、新規就農者実施要綱、農業人材力実施要綱および実施要領に定める「資金」は「補助金」に読み替える。
- 3 改正前の本要綱の規定に基づき実施している事業に対する本要綱の適用については、なお従前の例によるものとする。

別記第 1 - 1 号様式 (第 3 条関係)

新規就農促進補助金 (経営発展支援事業) 交付申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所
氏 名

函館市新規就農促進補助金事業実施要綱第 3 条第 2 項の規定に基づき新規就農促進補助金の交付を申請します。

交付申請額									円
-------	--	--	--	--	--	--	--	--	---

補助金の振込口座※

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金			店・所				出張所						
	金融機関コード													
	預金・貯金の種類	普通預金・当座預金			口座番号									
	郵便局	記号			(当座)番号									
口座名義人	(フリガナ)													
	氏 名													

別記第1-2号様式（第3条関係）※令和2年度以前に承認された交付対象者

新規就農促進補助金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所
氏 名

[法定代理人] * 1 氏 名

函館市新規就農促進補助金事業実施要綱第3条第2項の規定に基づき新規就農促進補助金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する補助金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の総所得 ^{※1} 農業経営開始前の所得、被災による補助金の交付休止期間中の所得および補助金を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3, 4} 農業経営開始初年度の場合：150万円 農業経営開始2年目以降の場合： (350万円 - (ア)) × 3/5 で算出した額を記載 ただし、(ア)が100万円未満の場合は150万円	(イ)		円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載			円
生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度、雇用保険制度（失業手当）等)	<input type="checkbox"/> 給付等を受けている <input type="checkbox"/> 給付等を受けていない		

※1 経営開始初年度の場合は0円と記載すること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から前年の補助金を除く額。

※3 1円未満は切り捨てとする。

※4 夫婦で受給している場合、この額の1.5倍を記載すること。

補助金の振込口座※

金融 機関	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信連 農林中金		店・所	出張所
	金融機関コード（数字4ケタ）		支店コード（数字3ケタ）	
店舗 名等	預金の種別 (該当のものに○印)		口座番号 (7ケタに満たない場合は、右づめで記入)	
	ゆうちょ 銀行	記号 1 0 [*]	番 号 (右づめで記入)	1
口座名義人	(フリガナ)			
	氏 名			

注 2回目以降の申請については、前回から変更がない場合は記入しなくてもよい。

添付書類

・税務署等の收受印のある確定申告書の写し（前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合）

* 1 申請者が未成年者の場合は、法定代理人欄に記名すること。

* 2 2回目以降の申請については、前回から変更が無い場合は添付しなくてもよい。

別記第1-3号様式（第3条関係）※令和3年度以降に承認された交付対象者

新規就農促進補助金（経営開始型）交付申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所
氏 名

[法定代理人] * 1 氏 名

函館市新規就農促進補助金事業実施要綱第3条第2項の規定に基づき新規就農促進補助金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する補助金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による補助金の交付休止期間中の所得を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3} 経営開始1～3年目の場合：150万円 経営開始4～5年目の場合：120万円	(イ)		円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 （例：生活保護制度，雇用保険制度（失業手当）等） ・農の雇用事業による助成（農業法人等として），経営 継承・発展支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 受けているまたは受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていないまたは受けたことがない		

※1 本人のほか，同居または生計を一にする別居の配偶者，子および父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から，被災による補助金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で受給している場合，この額の1.5倍を記載すること。

補助金の振込口座※

金融機関 店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金			店・所	出張所
	金融機関コード				
	預金・貯金の種類		普通預金・ 当座預金	口座番号	
	郵便局	記号		(当座)番号	
口座名義人	(フリガナ) 氏 名				

添付書類

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票，所得証明書，前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は，生活費確保の観点から補助金を必要とする理由を書面で提出するとともに，当該事情の根拠書類を添付。

別記第1-4号様式（第3条関係）※令和4年度以降に承認された交付対象者

新規就農促進補助金（経営開始補助金）交付申請書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所
氏 名

[法定代理人] * 1 氏 名

函館市新規就農促進補助金事業実施要綱第3条第2項の規定に基づき新規就農促進補助金の交付を申請します。

交付期間	年 月 日	～	年 月 日
今回申請する補助金の対象期間	年 月 日	～	年 月 日
前年の世帯所得 ^{※1} 被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額 ^{※2} を記載	(ア)		円
今年の交付金額 ^{※3} 経営開始1～3年目まで1年につき150万円 ※1月につき12.5万円	(イ)		円
今回の交付申請額 原則として(イ)の半額を記載			円
・生活費の確保を目的とした国の他の事業による給付等 (例：生活保護制度，雇用保険制度（失業手当）等) ・農の雇用事業による助成（農業法人等として），経営 継承・発展支援事業による助成	<input type="checkbox"/> 受けているまたは受けたことがある <input type="checkbox"/> 受けていないまたは受けたことがない		

※1 本人のほか，同居または生計を一にする別居の配偶者，子および父母を世帯とする所得が600万円以下であること。

※2 地方税法第292条第1項第13号に定める「合計所得金額」から，被災による資金の交付休止期間中の所得を除く額。

※3 夫婦で受給している場合，この額の1.5倍を記載すること。

補助金の振込口座※

金融機関店舗名等	銀行 信用金庫 信用組合 労働金庫 農業協同組合 信用農業協同組合連合会 農林中金	店・所	出張所
	金融機関コード		
	預金・貯金の種類	普通預金・ 当座預金	口座番号
	郵便局	記号	(当座)番号
口座名義人	(フリガナ) 氏 名		

添付書類

- 前年の世帯全体の所得を証明する書類（源泉徴収票，所得証明書，前年の所得証明書発行以前に交付申請を行う場合は税務署等が受理した確定申告書の写し等）。前年の世帯全体の所得が600万円を超える場合は，生活費確保の観点から補助金を必要とする理由を書面で提出するとともに，当該事情の根拠書類を添付。

新規就農促進補助金（経営発展支援事業）交付決定通知書

年 月 日

住所
氏名

様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった新規就農促進補助金（経営発展支援事業）の交付については、次のとおり決定したので、函館市新規就農促進補助金事業実施要綱第3条第3項の規定により通知します。

記

- 1 この補助事業等の対象経費、補助金の額および完了期限は、次のとおりとする。

補助対象経費	補助金の額	完了期限
円	円	年 月 日

- 2 補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律（昭和30年法律第179号）、北海道経営発展支援事業補助金交付事務取扱要領（令和4年7月13日付け技普第693号北海道農政部長通知。以下「取扱要領」という。）およびこの決定通知に従い、善良な管理者の注意をもって補助対象事業を遂行し、その成果を成し遂げなければなりません。
- 3 補助対象事業の内容について、補助金額の増または30パーセントを超える減をするときは、市長の承認を受けなければなりません。
- 4 補助事業を遂行するため、売買、請負その他の契約をする場合は、一般の競争に付さなければなりません。ただし、補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難または不相当である場合は、指名競争に付し、または随意契約をすることができるものとするが、あらかじめ取扱要領で定める別記第15号様式により、その理由、選定方法などを市長に報告しなければなりません。また、当該契約に係る一般の競争、指名競争または随意契約（以下「競争入札等」という。）に参加しようとする者に対し、担い手育成・確保等対策事業費補助金等交付要綱（平成12年4月1日付け12構改B第350号農林水産事務次官依命通知。）別記様式第2号による指名停止等に関する申立書の提出を求めることとし、当該申立書のない者については、競争入札等に参加させてはなりません。
- 5 本事業における機械・施設等の導入や事業により導入した機械・施設等の管理運営等において必要な諸手続きは、取扱要領に定めるもののほか、「強い農業づくり総合支援交付金のうち産地基幹施設等支援タイプ等の交付対象事業事務および交付対象事業費の取扱いについて」（令和4年4月1日付け3新食第2088号農林水産省総括審議官、3農産第2897号農産局長、3畜産第1991号畜産局長通知。）を準用するものとする。
- 6 補助対象事業の執行を中止し、または廃止しようとするときは、あらかじめ、市長の承認を受けなければなりません。
- 7 補助対象事業が期限までに完了しないとき、または補助対象事業の遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 8 補助対象事業の遂行の状況に関し、報告を求められたときは、指示された日までに取扱要領で定める状況報告書を市長に提出し、また、市の職員による調査を受けたときは、調査に協力し、その指示に従わなければなりません。
- 9 この補助金の交付の決定の内容またはこれに付した条件に従って補助事業等を遂行すべきことを命ぜられたときは、その命令に従わなければなりません。

- 10 前項の命令に違反したときは、当該補助事業等の遂行を一時停止し、ならびに当該補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合させるための措置を指示する期日までにとるべきことを命じます。
- 11 この補助金の交付の決定後における事情の変更により特別の必要が生じたときは、この決定の全部もしくは一部を取り消し、またはこの決定の内容もしくはこれに付した条件を変更することがあります。
- 12 補助対象事業が完了したとき（廃止の承認を受けたときを含む。）は、新規就農促進補助金（経営発展支援事業）実績報告書兼支払請求書により速やかに市長に報告しなければなりません。
- 13 新規就農促進補助金（経営発展支援事業）実績報告書兼支払請求書の提出にあたって、この補助金に係る消費税等仕入控除税額（補助対象経費に含まれる消費税および地方消費税相当額のうち消費税法（昭和 63 年法律第 108 号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和 25 年法律第 226 号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額に補助率等を乗じて得た金額をいう。以下同じ。）が明らかとなった場合には、これを補助金額から減額して報告しなければなりません。
- 14 新規就農促進補助金（経営発展支援事業）実績報告書兼支払請求書を提出した後に消費税および地方消費税の確定申告によりこの補助金に係る消費税等仕入控除税額が確定した場合には、取扱要領別記第 4 号様式によりその金額（実績報告において、前項により減額した事業実施主体については、その金額が減じた額を上回る部分の金額）を速やかに市長に報告するとともに、当該金額を返還しなければなりません。

また、この補助金に係る消費税等仕入控除税額が明らかにならない場合またはない場合であっても、その状況等について、当該補助金の額の確定の日から翌年 6 月 30 日までに市長に報告するとともに、補助金に係る消費税等仕入控除税額の確定後は速やかに市長に報告し、当該金額を返還しなければなりません。
- 15 この補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に実績報告に係る補助対象事業の成果が適合しないときは、当該補助対象事業につき、これに適合させるための措置をとるべきことを命じます。
- 16 次の各号のいずれかに該当するときは、この補助金の交付の決定の全部または一部を取り消し、当該取り消しに係る部分に関し、すでに交付された補助金があるときは、その返還を命ずることがあります。この場合、補助金の額の確定があった後においても同様とします。
 - (1) この補助金を他の用途に使用したとき、または正当な理由がないのにこの補助金を使用しないとき。
 - (2) 虚偽の申請または虚偽の実績報告によりこの補助金を過大に請求し、または受領したとき。
 - (3) 補助対象事業に関して不正に他の補助金等（市以外の者が交付決定者に対して交付する補助金その他の助成を含む。）を重複して受領したとき。
 - (4) 前各号に掲げる場合のほか、補助対象事業の執行に関して、この補助金の交付の決定の内容もしくはこれに付した条件その他法令もしくはこれに基づく市長の処分に違反したとき、または不正な行為をしたとき。
- 17 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければなりません。
- 18 第 8 項の遂行の状況に関する報告のほか、補助金の予算の執行の適正を期するため必要があると認めるときは、報告を求め、または市の職員に帳簿および書類その他の物件を調査させ、もしくは質問させることがあるので、これに協力しなければなりません。
- 19 補助対象事業に関する帳簿および書類を備え、この補助事業等に要した経費とそれ以外の経費とを区分することができるようこれを整理し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して 5 年間保管しなければなりません。
- 20 交付決定者は、法令の定めによるほか、取扱要領ならびに函館市新規就農促進補助金事業実施要綱の定めに従わなければなりません。

新規就農促進補助金（経営開始型・経営開始補助金）交付決定通知書

年 月 日

住所
氏名 様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった新規就農促進補助金（経営開始型・経営開始補助金）の交付については、次のとおり決定したので函館市新規就農促進補助金事業実施要綱第3条第3項の規定により通知します。

記

1 交付決定の内容は、次のとおりとする。

交付対象期間	年 月 日 ~	年 月 日
今回決定する新規就農促進補助金の対象期間	年 月 日 ~	年 月 日
交付金額	円	

2 次の条件を承知されたい。

- 農業経営の休止、または中止しようとするときは速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- 交付期間内および交付期間終了後5年間、毎年7月末および1月末までにその直前の6か月の就農状況報告を市長に報告しなければなりません。
- 交付期間内および交付期間終了後5年間に氏名、住所や電話番号等を変更した場合は、変更後1か月以内に住所等変更届を市長に提出しなければなりません。
- 承認を受けた青年等就農計画等を変更する場合は、計画の変更を申請し、市長の承認を受けなければなりません。（追加の設備投資を要しない程度の経営面積の拡大や品目ごとの経営面積の増減等の軽微な変更の場合は除く。）
- 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を中止します。
 - 交付要件を満たさなくなったとき。
 - 農業経営を中止したとき。
 - (2)、(3)の報告を行わなかったとき。
 - (2)の就農状況の現地確認等により、適切な農業経営を行っていないと市長が判断したとき。
 - 国が実施する報告の徴収または立入調査に協力しないとき。
 - 経営開始3年目が終了した時点で実施する中間評価によりB評価（令和3年度に青年等就農計画等が承認された交付決定者）と判断されたとき。
 - 交付期間2年目が終了した時点で実施する中間評価によりC評価相当（令和2年度以前に青年等就農計画等が承認された交付決定者）と判断されたとき。
- 次のいずれかに該当するときは、補助金の交付を休止します。
 - 農業経営を休止したとき。
 - 令和2年度以前に青年等就農計画等が承認された交付決定者のうち、前年の総所得（農業経営開始後の所得に限り、補助金は除く。）が350万円以上であったとき。
 - 令和3年度以降に青年等就農計画等が承認された交付決定者のうち、前年の世帯全体の所得が600万円を超えたとき。
- 次のいずれかに該当するときは、補助金の返還を命じます。
 - 虚偽の申請等を行った場合は、全額を返還しなければなりません。
 - 平成30年度以前に青年等就農計画等が承認された交付決定者のうち、親族から貸借した農地が主である場合で、交付期間中に農地の所有権移転が行われなかった場合は全額を返還しなければなりません。

- ウ 交付期間（休止等，実際に交付を受けなかった期間を除く。）と同期間，同程度の営農を継続しなかった場合には，交付済みの補助金の総額に，営農を継続しなかった期間（月単位）を交付期間（月単位）で除した値を乗じた額を返還しなければなりません。ただし，就農中断報告の手続を行い，就農を中断した日から原則1年以内に就農再開し，就農中断期間と同期間さらに就農継続した者および中間評価によりB評価（令和3年度に青年等就農計画等が承認された交付決定者）またはC評価相当（令和2年度以前に青年等就農計画等が承認された交付決定者）とされた者を除く。
- (8) (5)のアからオに掲げる事項に該当した時点が既に交付した補助金の対象期間中である場合は，残りの対象期間の月数分（当該事項に該当した月も含む。）を月単位で返還しなければなりません。ただし，病気や災害等のやむを得ない事情として，市長が認めた場合は，この限りではありません。
- (9) 補助金の返還を命ぜられ，これを納期日までに納付しなかったときは，納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ，その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については，その納付金額を控除した額）につき年10.95パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければなりません。
- (10) 本事業に関連する帳簿や関係書類等の証拠書類を整備し，かつ，これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。
- (11) 交付決定者は，法令の定めによるほか，北海道農業次世代人材投資事業実施要領ならびに函館市新規就農促進補助金事業実施要綱の定めに従わなければなりません。

別記第4号様式（第5条関係）

新規就農促進補助金（経営発展支援事業）
実績報告書兼支払請求書

年 月 日

函 館 市 長 様

住 所
氏 名

函館市新規就農促進補助金事業実施要綱第5条の規定に基づき報告します。

区 分	事業に要した 経費 (A+B+C+D)	負 担 区 分				備 考
		国 庫 助成金 (A)	都道府県 負担額 (B)	その他 (C)	自己負担 (D)	
	円	円	円	円	円	
計						

※ 区分の欄は、支援により行った取組を記載する。

(注) 備考欄には消費税仕入控除税額を減額した場合には「減額した金額〇〇〇円」を、同税額がない場合は「該当なし」を、同税額が明らかでない場合には「含税額」をそれぞれ記入すること。

別記第5号様式（第6条関係）

年度 補助金の額の確定通知書

函 農 農
年 月 日

住所
交付対象者
氏名

函館市長 印

補助事業の名称 新規就農促進補助金（経営発展支援事業）

年 月 日付で提出のあった実績報告書については、補助金の交付の決定の内容およびこれに付した条件に適合すると認めたので、函館市新規就農促進補助金事業実施要綱第6条第2項の規定により、次のとおり補助金の額を確定したので通知する。

記

補助金の確定額 金 円

経営発展支援金交付決定通知書

年 月 日

住所
氏名 様

函館市長 印

年 月 日付けで申請のあった経営発展支援金の交付については、次のとおり決定したので函館市新規就農促進補助金事業実施要綱第7条第2項の規定により通知します。

記

1 交付決定の内容は、次のとおりとする。

交付金額	円
交付予定時期	年 月 日

2 次の条件を承知されたい。

- (1) 支援事業等の内容、経費の配分または執行計画等の変更をするときは、市長の承認を受けなければなりません。
- (2) 支援事業等を中止、または廃止するときは速やかに市長に報告し、その指示を受けなければなりません。
- (3) 支援事業等が予定の期間内に完了しないとき、または遂行が困難となったときは、速やかに市長に報告してその指示を受けなければなりません。
- (4) 虚偽の申請等を行った場合は、全額を返還しなければなりません。
- (5) 補助金の返還を命ぜられ、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、その納付金額を控除した額）につき年 10.95 パーセントの割合で計算した違約延滞金を市に納付しなければなりません。
- (6) 本事業に関連する帳簿や関係書類等の証拠書類を整備し、かつ、これを補助事業の完了の日の属する年度の翌年度から起算して5年間保管しなければなりません。
- (7) 交付決定者は、法令の定めによるほか、北海道農業次世代人材投資事業実施要領ならびに函館市新規就農促進補助金事業実施要綱の定めに従わなければなりません。